

美濃加茂市企業誘致条例の一部を改正する条例（案）について

○概要

当市では企業の誘致を図るため、特定の業種の事業所を新設、増設若しくは移設する者に対して必要な奨励措置を講ずることにより、産業振興と雇用の拡大を図ってきました。

しかし、産業構造や企業経営、働き方、IT化・自動化等、社会経済状態が大きく変貌を遂げる中、企業誘致の在り方についても、順次、見直す局面に来ており、条例の一部改正により奨励措置の対象業種に「医療業」「保健衛生」を追加し、健康産業分野の企業誘致を促すことにより、産業振興と雇用の拡大のほか、地域における医療・保健体制の充実や医療従事者等の雇用促進等、健康都市の実現を図ります。

○対象業種を追加するため次の条文を追加します。

（定義）

第2条1号エ 医療 医療業又は保健衛生に関する事業

（指定の要件）

第4条1号エ 第2条第1号エに規定する事業所を経営するものにあたっては、投下固定資産額が3億円以上であって、かつ、30人以上の常時雇用する従業員を有するもの

（事業所設置奨励金の交付）

第6条第1項（末尾に追加） ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第11号の4及び第11号の5に規定する固定資産額を除く